

大切な財産を守るために 地籍調査をはじめます

地籍調査現場の様子【閲覧編】



調査地域に近いコミュニティセンターや役所（役場）などの一室にて20日間閲覧が行われます。



閲覧をしていただく前に来ていただいた人の、住所やお名前を受付簿に記載していただき、本人確認をさせていただきます。



受付をしていただきましたら、担当職員が下記のような資料を用意しますので、順番に【閲覧】していただけます。資料に問題が無ければ同意の押印をしていただき終了です。疑問・質問があれば担当職員と話し合ってください。

地籍図(案)例



一筆地調査（11月号掲載）で確認した土地同士の境界を、GPSやトータルステーションなどの最先端技術を用いて計測し、土地の位置情報を地球規模でミリ単位まで正確に表示したものが地籍図(案)です。地権者の皆さんに同意をもらい、国の認証を受けて初めて地籍図として認められるので、【閲覧】の段階では地籍図(案)となっています。

地籍簿(案)例



各地権者さん毎の所有している土地について調査前・調査後の地番・地目・面積・所有者などが記載されています。地籍図と同じ理由で(案)となっています。

前回に引き続き地籍調査事業の一部を写真つきでお伝えします。今回はH工程【閲覧】の様子となります。【閲覧】とは、一筆地（現地）調査で確認した成果（面積・地目・所有者等）の地籍図（案）・地籍簿（案）を、開示し間違いが無いか確認していただく作業となります。